

保育における「養護」について考える

松川 恵子

(2023年3月6日受理)

Consideration on “Care” in Early Childhood Care and Education

MATSUKAWA Keiko

要旨：本研究では、保育所保育指針の改定（訂）の変遷を追い、それぞれの保育所保育指針において「養護」がどのように記載されているかを検討した。その結果、“Care”の概念は乳幼児期の保育・教育だけでなく、児童期以降の教育にも重要であり、乳幼児期から児童期への教育をつなぐキーワードであると考えた。

Key words：養護 Care 乳幼児期の教育 保育 保育所保育指針

1. はじめに

「保育」という言葉は“Early Childhood Care and Education” (ECCE) と英訳され¹⁾、“Care” (養護) と“Education” (教育) が一体となった営みである。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第35条 (保育の内容) においても、「保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性」としていることが明記され、保育の実際において「養護と教育を一体的に展開する」ということは、保育関係者にとって自明の理である。

しかし、20数年間の幼稚園教諭としての職歴を持ち、その後保育者養成教育に携わっている筆者にとっては、「養護とは？」という疑問が常に頭をめぐり、はっきりとは言い尽くすことのできない課題ともなっている。「養護」という言葉は幼稚園教育要領には出現しない単語であり、特に、幼稚園関係者にとっては「養護」という概念が難解なのではないかと考える。筆者も例外ではなく、保育所保育指針 (以下、「保育指針」という。) で示されている「保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり」

であるという文言が意味するところを考え続けている。

そこで、本研究では、保育指針改訂 (定) の変遷をたどりながら、「養護」の概念について明らかにすることを試みる。

2. 方法

第2次世界大戦後、日本の教育制度は再構築され、幼稚園は「学校教育法」に規定された学校として、保育所は「児童福祉法」に規定された児童福祉施設としてスタートした。第2次世界大戦後の保育 (幼児教育) に関する主な動向について、幼稚園の教育課程その他の保育内容の基準である「幼稚園教育要領」及び保育所における保育の内容及び運営の基準である「保育所保育指針」を中心にまとめると、〔図表1〕のようになる。

本研究では、改訂 (定) されたそれぞれの保育指針において、「養護」についての記載がどのように変遷してきたかを検討する。

〔図表1〕 第2次世界大戦後の日本の保育（幼児教育）に関する主な動向

西 暦	邦 暦	幼 稚 園 関 連	保 育 所 等 関 連
1946	昭和21		「日本国憲法」
1947	昭和22	「教育基本法」「学校教育法」	「児童福祉法」
1948	昭和23	「保育要領」	「児童福祉施設最低基準」
1956	昭和31	「幼稚園教育要領」	
1963	昭和38		「幼稚園と保育所との関係について」
1964	昭和39	「幼稚園教育要領」改訂告示	
1965	昭和40		「保育所保育指針」
1989	平成元	「幼稚園教育要領」改訂告示	
1990	平成2		「保育所保育指針」改訂
1994	平成6		「児童の権利に関する条約」(日本政府批准)
1998	平成10		「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」
		「幼稚園教育要領」改訂告示	
1999	平成11		「保母」→「保育士」
			「保育所保育指針」改訂
2003	平成15		「保育士」名称独占資格(国家資格)
2006	平成18	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(認定こども園法)	
	6月	「教育基本法」改正	
	12月	「学校教育法」一部改正	
2007	平成19		
2008	平成20	「幼稚園教育要領」改訂告示	「保育所保育指針」改定告示
2012	平成24		「子ども・子育て関連3法」(H27年施行)
2014	平成26		「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」告示(H27年施行)
2017	平成29	「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」改訂(定)告示(H30年施行)	
2019	令和元		幼児教育・保育の無償化(10月)
2021	令和3 1月	「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(中教審答申)	
2022	令和4		「こども家庭庁設置法」「こども基本法」制定(R5年4月施行)
2023	令和5 1月	「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」(中教審教育振興基本計画部会報告)	
	4月	文部科学省(幼稚園)	こども家庭庁(保育所・認定こども園)

3. 保育所保育指針における「養護」について

第2次世界大戦後、保育所は「児童福祉法」に規定された児童福祉施設となり、昭和23（1948）年に制定された「児童福祉施設最低基準」²⁾第35条において、「保育所における保育内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第1項に規定する健康診断を含むものとする。」とされた。そして、保育所の保育内容についての「より一層の充実を図る」³⁾ことができるよう、昭和40（1965）年8月6日、厚生省児童家庭局長から「保育所保育指針について」が発出され、最初の保育指針（以下、「昭和40年保育指針」という。）が策定された。

その後、平成元（1989）年に幼稚園教育要領が改訂され、平成2（1990）年に保育指針が改訂された⁴⁾。（以下、「平成2年保育指針」という。）さらに、保育指針は、平成11（1999）年（以下、「平成11年保育指針」という。）、平成20（2008）年（以下、「平成20年保育指針」という。）、平成29（2017）年（以下、「平成29年保育指針」という。）と、現在までに4回の改定（訂）が行われている。（〔図表1〕参照）それぞれの保育指針の内容は、〔図表2〕のとおりである。

(1) 昭和40年保育指針における「養護」

昭和40年保育指針では、「第1章 総則」の前文で、「保育所は保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉のための施設である。したがって、保育所における保育は、ここに入所する乳幼児の福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。」⁵⁾と、まず、保育所が児童福祉施設であることが明記されている。そして、児童福祉施設である保育所の保育は、「常に乳幼児が安定感をもってじゅうぶん活動ができるようにし、・・・養護と教育とが一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成するところに、保育所における保育の基本的性格がある。」⁶⁾と続き、「養護と教育が一体となって」子どもを育成することが保育所保育の基本だとしている。

昭和40年保育指針では、「第1章 総則」において

「養護と教育が一体となって」と記されているが、「養護」及び「教育」についての説明は見られない。また、「第3章 1歳3か月未満児の保育内容」から「第9章 6歳児の保育内容」までの保育内容についての章は、「1. 発達上のおもな特徴 2. 保育のねらい 3. 望ましいおもな活動 4. 指導上の留意事項」で構成されているが、「養護」についての保育内容はほとんど記載がない。この点について、全国社会福祉協議会「保育の友」編集部は、あくまでも編集部の見解として、保育内容の章では「この時期の子どもに対して、必要な保健、安全管理にあたるものにあまりふれていません。・・・保育者だけの子どもに対する働きかけの用語としては、適当でないとして、保育内容からはずし、最後の章に、保健、安全管理上の留意事項として、あげてあります。・・・保母会試案の方は、保健・安全管理を、保健・安全に関する生活ないし保護という意味にとり、これを保育内容とするのは当然だという見解をとっています。」⁷⁾と述べている。ここには、「養護」を、「保健、安全管理上の留意事項」と考えるか、「保育内容」と考えるかの捉え方の相違があることが読み取れる。実践に携わっている保育者にとっては、「養護」は保育内容であると考えられるのであろうが、昭和40年保育指針では、「養護」は「保健、安全管理上の留意事項」と考える立場で作成されたということであろう。しかし、保育実践者の視点からは、昭和40年保育指針における「養護」についての記載は不十分であると捉えられたのではないかと推察する。

(2) 平成2年保育指針における「養護」

平成元（1989）年、幼稚園教育要領が改訂され、幼稚園教育の基本が「環境を通して行う教育」と明記された。昭和の時代の大人が望ましいと考える経験を指導する教育から、子どもの興味・関心から発した主体的な活動の中で「心情・意欲・態度など」（ねらい）を育む教育という子ども主体の考え方に転換され、「領域」の考え方も整理された。

保育指針も、特に3歳以上児については幼稚園教育要領に準ずる教育を行うことが求められるため、平成2（1990）年に改訂された。

<p>第7章 4 歳児の保育内容 発達上のおもな特徴 1 発達のねらい 2 保育のねらい 3 望ましいおもな活動 <健康><社会><言語><自然> <音楽><造形> 4 指導上の留意事項</p> <p>第8章 5 歳児の保育内容 発達上のおもな特徴 1 発達のねらい 2 保育のねらい 3 望ましいおもな活動 <健康><社会><言語><自然> <音楽><造形> 4 指導上の留意事項</p> <p>第9章 6 歳児の保育内容 発達上のおもな特徴 1 発達のねらい 2 保育のねらい 3 望ましいおもな活動 <健康><社会><言語><自然> <音楽><造形> 4 指導上の留意事項</p> <p>第9章 健康・安全管理上の留意事項 1 健康管理上の留意事項 (1)日課に関すること <健康観察、疲労と休息、給食、排便、温度と衣類などの調節、その他> (2)衛生環境に関すること <室内の換気、採光、日光、清掃、設備> (3)健康診断に関すること (4)公衆衛生に関すること (5)不時の事態に関すること (6)その他 2 安全管理上の留意事項 (1)危所・隙所に関すること (2)危険な活動の防止に関すること (3)室内外の保安に関すること (4)非常災害に関すること</p>	<p>第9章 5 歳児の保育内容 発達上の特徴 1 発達のねらい 2 保育のねらい 3 望ましいおもな活動 <基礎的事項><健康><人間関係> <環境><言葉><表現> 4 配感事項 <基礎的事項><健康><人間関係> <環境><言葉><表現> 第10章 6 歳児の保育内容 発達上の特徴 1 発達のねらい 2 保育のねらい 3 望ましいおもな活動 <基礎的事項><健康><人間関係> <環境><言葉><表現> 5 配感事項 <基礎的事項><健康><人間関係> <環境><言葉><表現> 第11章 保育の計画作成上の留意事項 [全体的な「保育計画」と具体的な「指導計画」とから成る「保育の計画」を作成。] 指導計画作成上の留意事項(1)～(11) 第12章 健康・安全に関する留意事項 1 日常の保育における保健活動 (1)子どもの健康状態の把握 (2)発育・発達状態の把握 (3)授乳・食事 (4)排泄 (5)健康習慣・栄養・体力づくり 2 健康診断 3 予防接種 4 疾病異常等に関する対応 (1)伝染病 (2)救急処置 (3)慢性疾患 5 障害児に対する保育 6 環境保健 7 事故防止・安全指導 8 家庭、地域との連携</p>	<p>第9章 5 歳児の保育内容 発達上の特徴 1 発達のねらい 2 保育のねらい 3 望ましいおもな活動 <基礎的事項><健康><人間関係> <環境><言葉><表現> 4 配感事項 <基礎的事項><健康><人間関係> <環境><言葉><表現> 第10章 6 歳児の保育内容 発達上の特徴 1 発達のねらい 2 保育のねらい 3 望ましいおもな活動 <基礎的事項><健康><人間関係> <環境><言葉><表現> 5 配感事項 <基礎的事項><健康><人間関係> <環境><言葉><表現> 第11章 保育の計画作成上の留意事項 1 保育計画と指導計画 2 長期的指導計画と短期的指導計画の作成 3 3歳未満児の指導計画 4 3歳以上児の指導計画 5 異年齢の編成による保育 6 職員の協力体制 7 家庭や地域社会との連携 8 小学校との関係 9 障害のある子どもの保育 10 長時間にわたる保育 11 地域活動など特別事業 12 指導計画の評価・改善 第12章 健康・安全に関する留意事項 1 日常の保育における保健活動 2 健康診断 3 予防接種 4 疾病異常等に関する対応 5 保育の環境保健 6 事故防止・安全指導 7 虐待などへの対応 8 乳児保育についての配慮 9 家庭、地域との連携 第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など 1 入所児童の多様な保育ニーズへの対応 2 地域における子育て支援 3 職員の研修等</p>	<p>(3)指導計画の作成上、特に留意すべき事項 ア 発達過程に応じた保育 イ 長時間にわたる保育 ウ 障害のある子どもの保育 エ 小学校との連携 オ 家庭及び地域社会との連携 2 保育内容等の自己評価 (1)保育士等の自己評価 (2)保育所の自己評価 第5章 健康及び安全 1 子どもの健康支援 (1)子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握 (2)健康増進 (3)疾病等への対応 2 環境及び衛生管理並びに安全管理 (1)環境及び衛生管理 (2)事故防止及び安全対策 3 食育の推進 4 健康及び安全の実施体制等 第6章 保護者に対する支援 1 保育所における保護者に対する支援の基本 2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援 3 地域における子育て支援 第7章 職員の資質向上 1 職員の資質向上に関する基本的事項 2 施設長の責務 3 職員の研修等</p>	<p>オ 表 現 (ア)ねらい (イ)内容 (ウ)内容の取扱い (3)保育の実施に關わる配慮事項 3 3歳以上児の保育に關するねらい及び内容 (1)基本的事項 (2)ねらい及び内容 ア 健康 (ア)ねらい (イ)内容 (ウ)内容の取扱い イ 人間関係 (ア)ねらい (イ)内容 (ウ)内容の取扱い ウ 環境 (ア)ねらい (イ)内容 (ウ)内容の取扱い エ 言葉 (ア)ねらい (イ)内容 (ウ)内容の取扱い オ 表 現 (ア)ねらい (イ)内容 (ウ)内容の取扱い (3)保育の実施に關わる配慮事項 4 保育の実施に關して留意すべき事項 (1)保育全般に關する連携 (2)小学校との連携 (3)家庭及び地域社会との連携 第3章 健康及び安全 1 子どもの健康支援 (1)子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握 (3)疾病等への対応 (2)健康増進 2 食育の推進 (1)保育所の特性を生かした食育 (2)食育の環境の整備等 3 環境及び衛生管理並びに安全管理 (1)環境防止及び安全対策 (2)事故防止及び安全対策 4 災害への備え (1)施設・設備等の安全確保 (2)災害発生時の対応及び避難への備え (3)地域の関係機関等との連携 第4章 子育て支援 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援 3 地域の保護者等に対する子育て支援 第5章 職員の資質向上 1 職員の資質向上に關する基本事項 2 施設長の責務 3 職員の研修等 4 研修の実施体制等</p>
---	---	---	--	---

平成2年保育指針でも、昭和40年保育指針と同様に、「第1章 総則」の前文で、保育所は児童福祉施設として「入所する乳幼児の福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。」⁸⁾とし、「養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するところに保育所における保育の特性がある。」⁹⁾と記されている。そして、「1 保育の原理 (1) 保育の目標 ア」として、「十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。」¹⁰⁾と、現在の保育の目標とほぼ同じ養護に関わる目標が掲げられ、保育所保育における養護に関わる目標が「生命の保持及び情緒の安定を図ること」と示された。

さらに、「2 保育の内容構成の基本方針 (1) ねらい及び内容」において、「『ねらい』は、保育の目標をより具体化したものである。これは、子どもが保育所において安定した生活と充実した活動ができるようにするために、『保母が行わなければならない事項』及び子どもの自発的、主体的な活動を保母が援助することにより、『子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などを示した事項』である。」¹¹⁾（下線は筆者による）と、「養護」に関わるねらいと「教育」に関わるねらいについての説明がある。つまり、「養護」に関わるねらいは、「保育の目標 ア」を具体化したものであり、子ども達が保育所で安定した生活を送ることができるようにするために「保母が行わなければならない事項」を示しているということである。

また、「『内容』は、・・・ねらいを達成するために、子どもの状況に応じて保母が適切に行うべき基礎的な事項及び保母が援助する事項を子どもの発達の側面から示したものである。」¹²⁾（下線は筆者による）と、内容についても「養護」と「教育」の両面から説明し、「第7章 3歳児の保育の内容」から「第10章 6歳児の保育の内容」においては、養護に関わる内容を「基礎的事項」として、教育に関わる内容については「領域」ごとに示している。

平成2年保育指針では、「養護」に関わる目標が示され、その目標を具体化した「ねらい・内容」が

年齢区分ごとに示されていることが大きな特徴である。「ねらい」及び3歳未満児の「内容」については、「養護」と「教育」（領域）が区分されずに一括して示されている。これは、保育とは、養護と教育が一体となって展開され、年齢が小さいほど「養護」と「教育」（領域）に区分することが難しいという理由からではないかと考えられる。

具体的に養護に関わる「ねらい・内容」を見ていくと、どの年齢区分においても、最初に「保健的で安全な環境をつくり、・・・快適に生活できるようにする。」というねらいが挙げられている。このねらいは、「生命の保持を図る」という目標を具体化したものと考えられ、その「内容」として、保育室内外の温度、湿度、換気、採光、清潔、衛生などの環境保健や安全に配慮した環境づくりが挙げられている。さらに、6か月未満児、1歳3か月未満児のねらいには、「生活のリズムを重視して、食欲、睡眠、排泄などの生理的欲求を満たし」とあり、授乳、離乳、睡眠、おむつなど、具体的な保母の関わりが内容として示されている。「生理的欲求を満たす」ということは、子どもの「生命の保持」を図るための「養護」としての重要な機能である。

また、「生理的欲求」とともに、「依存欲求を満たす」というねらいもそれぞれの年齢区分に挙げられており、その内容としては、「受容」「信頼関係」「安心」などの語句が多く示されている。「情緒の安定を図る」ために、精神的な欲求を満たすことが「養護」のもう一方の重要な機能であると考えられる。さらに、2歳児以上のねらいには、「心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する。」という記述があり、保育所という集団生活の場においても、家庭で過ごすような安心感を得られるよう配慮することが保育所には必要であり、それも「養護」の機能の一つである。

(3) 平成11年保育指針における「養護」

平成11年保育指針も、その前年に改訂された幼稚園教育要領に準じて改訂された。第2次改訂では、「養護」という視点での大きな変更は見られない。1点挙げるとすれば、「第1章 総則」の前文に、

「保育所における保育は、ここに入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。」¹³⁾ (下線は筆者による) と、「最善の利益を考慮し」という文言が加わったことがある。これは、平成元(1989)年に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」に、平成6(1994)年、日本政府が批准したための追加と考えられる。保育所が、児童福祉施設として、子どもの権利を尊重し、「乳幼児の最善の利益」を考慮することは、保育において欠かすことのできない重要な視点である。

「養護」の視点からは外れるが、平成11年4月に児童福祉法施行令が改正され、「保母」という名称が「保育士」に変更されたため、平成11年保育指針では「保母」ではなく「保育士」と記されている。また、これまで保育の内容は「年齢区分」毎に示されていたが、平成11年保育指針では「年齢区分」を「発達過程区分」とし、「発達過程の区分による保育内容は組やグループ全員の均一的な発達の基準として見るのではなく、一人一人の乳幼児の発達過程として理解することが大切である。」¹⁴⁾と、一人一人の子どもの発達の過程として見るよう理解を求めている。具体的な「養護」に関する「ねらい・内容」については、多少文言の加除修正はあるが、平成2年保育指針とほぼ同じである。

(4) 平成20年保育指針における「養護」

平成20年保育指針は、法的拘束力を持つ厚生労働大臣による「告示」として公示された。さらに、「児童福祉施設最低基準」第35条が、「保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については厚生労働大臣がこれを定める。」と改正されたことにより、保育所保育指針は、法的拘束力を有する(日本中のすべての保育所が守らなければならない)保育内容の最低基準となった。そのため、平成20年保育指針は、要点を簡潔に示す大綱化が図られ、章立てが13章から7章編成になった。(〔図表2〕参照)

「養護」に関連するところでは、これまで「第1章 総則」の前文で記されていた文言が、「第1章 総則

2 保育所の役割」に以下のように記載された。¹⁵⁾

- (1) 保育所は、・・・保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- (2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

(下線は筆者による)

また、「第1章 総則 3 保育の原理 (1) 保育の目標 ア (ア)」で、これまでと同様の養護に関する目標が記載されている。

平成20年保育指針では、「第3章 保育の内容」の構成が大きく変更され、これまでのように発達過程区分毎に「ねらい及び内容」が示されるのではなく、全年齢を通じた「養護」と「教育」それぞれの視点での「ねらい及び内容」が示された。このことについて、「保育所保育指針解説書」序章において、以下のように説明されている。¹⁶⁾

②「養護と教育の一体的な実施」という保育所保育の特性の明確化

養護と教育が一体的に展開される保育所の生活において、保育の内容をより具体的に把握し、計画—実践—自己評価するための視点として「ねらい及び内容」を「養護」と「教育」の両面から示しています。

(下線は筆者による)

「ねらい及び内容」の考え方はこれまでと変わらず、『ねらい』は、第1章(総則)に示された保育の目標をより具体化したものであり、子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育士等が行わなければならない事項及び子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度等の事項を示したもの¹⁷⁾であり、『内容』は、『ねらい』を達成するために、子どもの生活や

その状況に応じて保育士等が適切に行う事項と、保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項を示したもの¹⁸⁾（下線は筆者）である。そして、保育指針における「『養護』とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり¹⁹⁾であり、「『教育』とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助²⁰⁾であると定義し、さらに、「養護に関わるねらい及び内容」を「生命の保持」と「情緒の安定」の両面から示している。「ねらい」は以下のとおりである。

ね ら い	
生命の保持	①一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。 ②一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。 ③一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。 ④一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。
情緒の安定	①一人一人の子どもが、安定感を持って過ごせるようにする。 ②一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。 ③一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。 ④一人一人の子どもの心身の疲れが癒されるようにする。

「ねらい及び内容」で示されている事項は、これまでの保育指針で示されていた「養護」に関わるねらい及び内容を整理して示していると考えられるが、「情緒の安定」の「ねらい③」は、平成20年保育指針で初めて示された事項である。一人一人の子どもが、自分が主体であると感じることができるような援助や関わりであり、自己肯定感が育まれるようにする援助や関わりである。非常に重要な視点であり、「子どもの権利」を尊重する姿勢ではあるが、「養護に関わるねらい及び内容」という範疇で捉えることが適切なのかという疑問も生じる。しかし、「養護」を広く“Care”と捉え、「子どもの権利を保障する援助や関わり」を含む概念として考えることもできる。この点については、「4. まとめ」においてさらに検討したい。

（5）平成29年保育指針における「養護」

平成27（2015）年、「子ども子育て関連3法」が施行され、学校であり児童福祉施設である幼保連携型認定こども園が誕生した。幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容の基準となる「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」も、平成26（2014）年に告示され、平成27（2015）年4月に施行された。就学前の乳幼児の教育・保育施設が、幼稚園、保育所、認定こども園の3施設となったが、子どもがどの施設に在籍していても同じ教育を受けて就学することができるように、特に教育面での整合性が図られ、平成29（2017）年3月31日に、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が同時に改訂（定）告示された。

一方、「養護」については、3要領・指針それぞれの役割に応じて記載され、平成29年保育指針では、「養護は保育所保育の基盤であり、保育所保育指針全体にとって重要なものである²¹⁾」ことから、「第1章 総則」に「2 養護に関する基本的事項」として記載された。（〔図表2〕参照）

その「(1) 養護の理念」において、「保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。」²²⁾とし、保育所の保育全体を通じて「(2) 養護に関わるねらい及び内容」を踏まえた保育が展開されなければならないとした。

平成29年保育指針における「養護」の記載は「第1章 総則」に移動したが、記載内容については平成20年保育指針とほぼ同様である。

4. まとめ（「養護」(Care) と「子どもの権利」及び“Well-being”）

本研究では、昭和40年保育指針から、平成29年保育指針まで、「養護」についての記載の変遷を辿ってきた。「養護」は、「子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり」と定義されているが、狭義に捉える場合と広義に

捉える場合では違いがある。「養護」を狭義に捉えれば、子どもが安全に生活できるような保健的で衛生的な環境づくりや、食事や衣服の着脱、排せつ等の生理的欲求を満たす援助や関わり、子どもが安心して生活できるような受容的な援助や関わりなどであると考えられる。一方、広義に捉えれば、それらに加えて、子どもの権利を守るための援助や関わりも含まれると考えられる。「養護」という言葉からは、狭義の意味がイメージされるが、「養護」を“Care”(ケア)と捉えれば広義の意味につながり易いと考えられる。

佐藤学は、『学びとケアで育つ 愛育養護学校の子ども・教師・親』の中で、「ケア」について以下のように記している。²³⁾

「ケア」は通常「世話」あるいは「福祉」と訳されているが、それらの訳語は「ケア」の語義の一部を示しているに過ぎない。「ケア」は、他者の脆さから発する声に応答する行為を意味している。・・・私たちは、ケアシケアされる関係を築きあげることによって、一人ひとりの尊厳に根ざした幸福な暮らしと民主的な社会を形成することができる。

・・・愛育養護学校において、障害を抱えた子どもたちがそれぞれの発達の要となる活動に安心して挑戦できるのは、その基盤にケアシケアされる関係が成立しているからである。子どもたち一人ひとりが「主人公」として日々の生活をつくる活動をのびのびと展開しているのも、・・・教師と子どもとの間のケアシケアされる関わりが教育関係の根幹をなすものとして組織されているからである。愛育養護学校は、大人と子どもが「障害」という壁をこえて、ケアシケアされる関係を築き合う技法と智慧を学び合う学校と言ってもよいだろう。

佐藤は、教育の根幹をなすものが「ケアシケアされる関係」と述べているが、それはまさに「養護(Care)と教育を一体的に展開する保育」と共通の考え方である。

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)』(中央教育審議会)でも、OECDが令和元(2019)年5月に発表した“Learning Compass 2030”の中で、「子供たちがウェルビーイング(Well-being)を実現していくために自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に付けることの重要性が指摘されている」²⁴⁾ことが紹介されている。そして、「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について(報告)」の中でも、「今後の教育政策に関する基本的な方針」として「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられている。²⁵⁾子どもたちの“Well-being”²⁶⁾を高めるためには、佐藤の言う「ケアシケアされる関係」が教育の根底になければならないと考える。

令和5年4月から、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁が中心となり、子どもに関する政策が実施される予定である。乳幼児期の保育・教育のみならず、小学校以降の教育においても、“Well-being”をキーワードに、子どもの権利を保障する「養護」(Care)と教育が一体となって展開されることにより、「子どもが現在を最もよく生き」²⁷⁾ることが目指され、乳幼児期の保育・教育から児童期以降の教育へと、共通の意識をもって幼小接続が促進されることを期待する。

参考・引用文献等

- 1) 「保育」は、“Early Childhood Education and Care”(ECEC)と英訳されることもある。
- 2) 昭和23(1948)年に制定された「児童福祉施設最低基準」は、平成24(2012)年4月1日より「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に名称変更された。
- 3) 全国社会福祉協議会「保育の友」編集部『保育所保育指針全文とその見方』全国社会福祉協議会(1965), 1頁
- 4) 昭和38(1963)年10月28日に発出された文部省初等中等局長・厚生省児童局長連盟通達「幼稚園と保育所との関係について」の中で、「3 保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいこと。このことは、保育所に収容する幼児のうち幼稚園該当年齢の幼児のみを対象とすること。」とされた。このため、幼稚園教育要領改訂の趣旨に合わせて保育所保育指針を改定(訂)することが必要となる。
- 5), 6) 全国社会福祉協議会「保育の友」編集部『保育所保育指針全文とその見方』全国社会福祉協議会(1965), 3頁
- 7) 同上 13頁～14頁

- 8),9),10) 『保育の友』第38巻第7号増刊号「新保育所保育指針と私たちの保育」全国社会福祉協議会, 1990, 21頁
- 11),12) 同 上 22頁
- 13) 厚生省児童家庭局「保育所保育指針」, 1999「第1章 総則」
- 14) 同 上「第1章 総則 2 保育の内容構成の基本方針(1)ねらい及び内容」
- 15) 厚生労働省「保育所保育指針解説書」フレーベル館, 2008, 218頁
- 16) 同 上 11頁
- 17),18),19),20) 同 上 226頁
- 21) 厚生労働省「保育所保育指針解説」フレーベル館, 2018, 7頁
- 22) 同 上 364頁
- 23) 佐藤学『学びとケアで育つ 愛育養護学校の子ども・教師・親』小学館, 2005, 32頁～33頁
- 24) 中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(答申), 2021, 4頁
- 25) 中央教育審議会教育振興基本計画部会「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について(報告)」, 2023, 7頁～9頁
- 26) 同 上 8頁において、「ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。」と説明されている。
- 27) 厚生労働省「保育所保育指針解説」フレーベル館, 2018, 362頁(養護に関する保育の目標)